

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会 ; 市)																							
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設																					
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	総務省 																					
件名	4 公共施設等適正管理推進事業債の更なる拡充について																							
提案市	長野市・東御市																							
提案要旨	公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度まで（うち市町村役場機能緊急保全事業については令和2年度まで）とされているが、令和2年度での個別施設計画の策定に向け、適正管理を推進するため、対象期間を延長するとともに地方財政措置の拡大を要望する。																							
提案理由	公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設の維持更新における地方公共団体の貴重な財源であるが、集約化・複合化、長寿命化、転用の各事業の活用に必要な個別施設計画については、令和2年度の策定を予定していることから、個別施設計画に基づく更新等の多くは令和3年度までには完了しないことが見込まれており、個別施設計画に基づく維持管理・更新等には安定的かつより充実した財源の裏付けが必要である。今後の計画的な事業遂行のため、施行期間を延長するとともに、交付税措置を拡充していただきたい。																							
現況及び課題等	【公共施設等適正管理推進事業債】（令和3年度まで（6. は令和2年度まで）） <table border="0"> <tr> <td>1. 集約化・複合化事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率50%</td></tr> <tr> <td>2. 長寿命化事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率30～50%</td></tr> <tr> <td>3. 転用事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率30～50%</td></tr> <tr> <td>4. 立地適正化事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率30～50%</td></tr> <tr> <td>5. ユニバーサルデザイン化事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率30～50%</td></tr> <tr> <td>6. 市町村役場機能緊急保全事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置率 ※</td></tr> <tr> <td>7. 除却事業</td><td>充当率90%</td><td>交付税措置なし</td></tr> </table> ※起債対象経費の75%の範囲内で充当した起債の元利償還金の30%			1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%	2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※	7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし
1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%																						
2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※																						
7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし																						
法令関係	地方財政法																							